

令和6年3月

第3回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年3月14日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B

出席委員

1番	柳下 浩一朗	2番	小川 充
3番	染谷 文夫	4番	櫻井 守
5番	雨貝 洋子	6番	白石 悟
7番	對崎 徳男	8番	大野 博司
9番	石島 繁	10番	加園 秀信
11番	吉田 新一	12番	青木 道子
13番	飯岡 勉	16番	飯島 孝一
17番	遠藤 道夫	19番	飯野 和男
20番	市村 元則	21番	蛭原 昇
22番	坂入 誠		

欠席委員

14番	本橋 文男	15番	野堀 良夫
-----	-------	-----	-------

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海 秀秋
農業行政課	課長	天貝 雄一
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係長	今野 重彰
農業行政課	係長	廣引 康則
農業行政課	主事	野口 栞

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可について

- 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
- 議案第 4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について
- 議案第 5号 現況証明の発行可否について
- 議案第 6号 農地改良協議に対する同意について
- 議案第 7号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 8号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
- 議案第 9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
- 議案第 10号 市民農園整備促進法第7条の規定による市民農園の開設の認定に係る決定について
- 議案第 11号 つくば市農作業料金標準額（案）について
- 日程第3 報告第 1号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第 2号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第 3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第 4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第 5号 現況証明の専決処理について
- 報告第 6号 農地法第5条の規定による制限除外の農地の移動届について
- 報告第 7号 つくば市農地移動適正化あっせん基準第6の1によるあっせん委員の指名について
- 報告第 8号 つくば市農地移動適正化あっせん基準第6の1によるあっせん結果について
- 報告第 9号 農地等の現況に係る照会に対する回答について

【午後1時30分 開会】

事務局（鳴海事務局長）

本日は、お忙しい中、令和6年第3回総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、総会開会に当たりまして、飯野会長より御挨拶いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

会 長（飯野 和男）

皆さんこんにちは。どうも御苦勞様です。

令和6年第3回農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位の御出席を賜りまして

ありがとうございます。

3月も中旬となり、朝夕の寒暖差も少なくなり、だんだんと春らしい時期となりました。また、水稻を作付けされている皆様方に置かれましては、農作業の準備を含め忙しい時期を迎えているかと思います。体調に気を付けながら頑張ってくださいと思います。

本日は御苦勞様です。

事務局（鳴海事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条により会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

開議の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和6年第3回総会を開会いたします。

議事に入る前に、本日は、傍聴人の方がいらっしゃいます。傍聴人の入室を認めます。

（傍聴人入室）

会 長（飯野 和男）

傍聴人の皆さんに次のことをお願いいたします。つくば市農業委員会会議規則第26条に基づくと共に、つくば市議会傍聴規則第9条を準用いたしまして、撮影または録音等することを禁止いたしますので、御了承をお願いいたします。

これより議事に入りますが、議席14番本橋文男委員、議席15番野堀良夫委員より欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

本日の出席委員数は19名で、定足数に達していることから、令和6年第3回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席5番雨貝洋子委員、議席6番

白石 悟委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局今野係長にお願いいたします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題としたいと思いますが、提出番号9番、10番については、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号10番、11番と関連する一体の事業であることから、議案第1号の審議から提出番号9番、10番を除いて、議案第4号の審議と併せて議題とすることによろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号9番、10番を除いて議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、提出番号8番については取下げになっておりますので、審議より削除願います。

それでは、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

最初に、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

去る3月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号2番については、新規就農のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番、2番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層

各委員様の御審議をお願いいたします。

以上、報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る3月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、申請人は野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号4番については、水稻・野菜・果樹を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号5番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号6番、7番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請人は農業経営開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号11番については、隣接地で野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号12番については、水稻・野菜・芝を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号13番から15番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請人は野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号3番から7番、11番から15番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

大野です。去る3月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号16番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号17番、20番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請人は、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号18番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 19 番については、水稲・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 21 番については、水稲・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 22 番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 23 番については、水稲・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 16 番から 23 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、雨貝委員、お願いいたします。

雨貝洋子委員

去る 3 月 6 日に行った現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号 24 番については、取下げしたいと代理人から申出があったために継続審議とすることとしました。

以上のことから、提出番号 24 番については、継続審議とすることといたしましたが、皆様方の御審議をお願いいたします。

以上で御報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、櫻井委員、お願いいたします。

櫻井 守委員

去る 3 月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 25 番については、水稲・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 26 番については、ブドウを作付けしている農家で、申請地にはブドウを作付けする予定です。

提出番号 27 番については、市内で造園工事業を営む法人で、農業経営を開始するために解除条件つきにより借り受けるもので、申請地には芝を作付けする予定です。

提出番号 28 番については、水稲・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稲を作付けする予定です。

提出番号 29 番については、水稲・大豆・麦を作付けしている農家で、申請地には大

豆・麦を作付けする予定です。

提出番号 30 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 25 番から 30 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る 3 月 8 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 31 番については、農業を開始するため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 32 番、33 番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請人は、農業を開始するために申請するもので、申請地にはブドウを作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 31 番から 33 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 1 号の説明及び報告が終わりました。

提出番号 24 番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号 24 番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号 24 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 24 番については、両委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

< 「異議なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号、提出番号24番については、継続審議といたします。

続きまして、提出番号1番から7番、11番から23番、25番から33番について、審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共がないようですので、これにて提出番号1番から7番、11番から23番、25番から33番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号1番から7番、11番から23番、25番から33番については、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番から7番、11番から23番、25番から33番について、許可することに決定いたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、筑波地区において調査を実施しておりますので、櫻井委員より調査結果の報告をお願いいたします。

櫻井 守委員

去る3月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接地に住んでおりますが、既存の宅地への進入路が狭く、自動車での出入りに支障を来していることから、進入路用地を新たに設けるべく申請するものですが、申請地の一部を無断で利用していることから、始末書つきの申請となっております。

許可後の利用方法は、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理といたした上、資金は自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号1番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第2号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第2号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第2号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第2号について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可については、許可することに決定いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題としたいと思いますが、提出番号1番については、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号2番と関連する一体の事業であり、提出番号2番については、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号10番、11番と関連する一体の事業であることから、議案第3号については、議案第4号の審議と併せて議題とすることによろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、議案第4号の審議と併せて議題とすることといたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号9番、10番及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを一括して議題といたします。

なお、鍋沼新田地区ソーラーシェアリングの案件については、申請事業者から聞き取り調査を3月12日に農業委員19名で実施しておりますので、青木委員から谷田部地区の調査結果と併せて報告をお願いしたいと思います。

それでは、事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案第4号及び議案第1号の提出番号9番、10番及び議案第3号について朗読する。
（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありました。各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

去る3月7日に行った現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内で英会話教室を営んでいる法人です。今般、英会話教育のカリキュラムとして取り入れた放課後児童クラブを新設すべく、申請地を取得し、放課後児童クラブ用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

議案第3号、提出番号1番と議案第4号、提出番号2番については、自己用住宅に係る一体の事業であることから、一括して説明いたします。

議案第3号、提出番号1番については、令和5年1月18日付つくば農委指令第4号をもって建て売り住宅用地として許可を受けましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更申請をするものです。

議案第4号、提出番号2番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号3番については、農地区分は第1種農地と判断いたしました。

今般、野焼き防止のための葉刈り芝用のストックヤード用地として申請されたもので、令和9年3月31日までの一時転用となります。

許可後の利用方法は、敷地を全面鉄板敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、葉刈り芝を集積するための大型コンテナを、それぞれ1基設置する計画です。資金については、自己資金で賄う予定となっております。

提出番号4番については、農地区分は農用地区域内農地です。

申請者は、市内で土木建設業を営む法人です。今般、つくば市内で水田から畑への田畑転換の工事を受注したことから、当該農地へ客土するため、土の採取地として申請されたもので、令和6年8月31日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、当該農地から約600m³の土を採取し、1日当たり4tトラック18台分の土量を搬出する計画で、工事完了後は畑として野菜を作付けする予定です。

以上のことから、議案第3号、提出番号1番については、承認しても差し支えないと思われま

す。また、議案第4号、提出番号1番から4番についても、一般基準を満たしており、農用地区域内農地、第1種農地の例外許可規定、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われま

すが、なお一層各委員様の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る3月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号5番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く、太陽光発電事業を営む法人です。事業の拡大のため申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、雨水は敷地内浸透処理とした上で、660Wパネルを156枚設置する計画です。

なお、本申請については、電力の固定価格買取制度を用いないものとなっております、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号6番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く、太陽光発電事業を営む法人です。事業の拡大のため申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、雨水は敷地内浸透処理とした上で、580Wパネルを198枚設置する計画です。

なお、本申請については、電力の固定価格買取制度を用いないものとなっております、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号7番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、隣接地に本店を持つ、ネジの製造業を営む法人です。需要の増大に対応すべく、既存工場を中心に作業形態の見直しと効率化を図るため、申請地を取得し、資材用の倉庫として申請するものです。

許可後の利用方法は、鉄骨造りで一部を2階建ての倉庫を1棟と既存製品の置場に加え、44台分の駐車場を確保する計画です。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号8番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県内に本店を置く、薬局を営む法人です。本業の調剤薬局部門が、コロナウィルスの影響を受け売上が減少したため、新たに別の事業を拡大すべく、申請地を借り受け、衣料品店舗用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号9番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

議案第1号の提出番号9番、10番、議案第3号、提出番号2番と議案第4号、提出番号10番、11番については、営農型太陽光発電事業に係る一体の事業であることから、一括して説明いたします。

この案件については、去る3月12日に、申請に係る事業者等から、全地区の農業委員出席の上で聞き取り調査を実施したものです。

申請地は、農用地区域内農地です。

まず、営農者に係る申請の説明をいたします。

議案第1号、提出番号10番と議案第4号、提出番号10番については、申請人は、市内に本店を置き、新たに営農を開始する法人です。

議案第1号、提出番号10番においては、以前の事業者による既存の営農型太陽光発電設備のパネル下部での営農を引き継ぎ、引き続きサカキを栽培すべく、使用貸借権を設定するための申請です。

議案第4号、提出番号10番については、営農のための休憩施設及び駐車スペース等を確保するため、農地法第5条の申請をするもので、許可日から3年間の一時転用です。

許可後の利用方法は、雨水は敷地内浸透処理とした上で、休憩施設2棟と駐車スペース12台分を確保する計画です。

次に、発電事業者に係る申請の説明をいたします。

議案第1号、提出番号9番と議案第3号、提出番号2番、議案第4号、提出番号11番については、申請者は、県外に本店を置く、太陽光発電事業を営む法人です。営農型太陽光発電施設の用に供するため、議案第1号の提出番号10番については、区分地上権を設定するために農地法第3条の申請をするものです。

議案第3号、提出番号2番については、事業計画の見直しにより、当初の事業者から営農型太陽光発電施設を承継し事業を継続するため、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請をするものです。

議案第4号、提出番号11番については、発電設備の支柱部分等について、賃貸借権を設

定するために農地法第5条の一時転用をするもので、期間は許可日から5年間です。

なお、先述のとおり営農型太陽光発電施設は設置済みであり、330Wパネル、86,100枚等が設置されております。下部農地は、引き続きサカキを栽培する計画となっております。

提出番号12番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、隣接地で、それぞれクリニックと調剤薬局を建設中の法人と個人の連名です。いずれも開業を今年の秋に控えておりますが、現在の敷地だけでは駐車場不足が想定されるため、申請地を借り受け、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を浸水性のアスファルト舗装とし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、45台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号13番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号14番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、兄弟と同居しておりますが、独立した生活をすべく申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号15番については、つくば市内にある既存の駐車場が違反転用状態となっており、聞き取り調査を行った結果、違反転用を是正することが必要と判断し、申請の取下げを指導すべく継続審議といたします。

以上のことから、議案第1号、提出番号9番については、農地法第3条第2項ただし書きの区分地上権であるため、10番については、農機具等を確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われま

す。議案第3号、提出番号2番については、承認しても差し支えないと思われま

す。また、議案第4号、提出番号15番については継続審議。提出番号5番から10番、12番から14番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地、第1種農地及び第2種農地の例外許可規定、第2種農地、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われま

す。議案第4号、提出番号11番については、3月12日の調査会で意見があったとおり、パネル下部農地の現状やこれまでの営農状況から、営農の適切な継続が可能か不透明な部分があるため、追加で条件を付した上で許可することが適当と思われま

すが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る3月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号16番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、申請地の近隣に住宅を建設中ですが、新たにごみ集積所を設置することが必要になったことから、申請地を借り受け、ごみ集積所用地として申請するものです。資金については融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号16番については、一般基準に適合の上、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、雨貝委員、お願いいたします。

雨貝洋子委員

去る3月6日に行った現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号17番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号18番については、農地区分は農用地区域内農地です。

今般、野焼き防止のため、葉刈り芝用のストックヤード用地として申請されたものです。令和9年3月31日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、敷地を全面鉄板敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、葉刈り芝を集積するためのコンテナを1基設置する計画です。資金については、自己資金で賄う予定となっております。

提出番号19番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、国外に住んでおりますが、仕事の転勤で日本に帰国することとなったことから、終の棲家を建築すべく、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号17番から19番については、一般基準を満たしており、農用地区域内農地、第1種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層皆様方の御審議をお願いいたします。

以上で御報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、櫻井委員、お願いいたします。

櫻井 守委員

去る3月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号20番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内で建設業を営む法人です。先月、盛土工事を受注し、進入路用地としての許可を得ましたが、工事施工の見直しに伴い、進入路を変更すべく新たに申請するもので、令和6年5月31日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、全面に工事用鉄板約48枚を敷設し、工事完了後はハクサイを作付けする予定で、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号20番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る3月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号21番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県外で電気通信事業を営む法人です。今般、老朽化に伴い、携帯基地局の建て替えが必要となったことから、申請地を借り受け、工事車両及び資材置場として申請されるもので、令和6年3月15日から令和6年3月31日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、鉄板敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、建柱車及びコンクリート柱を置く計画で、工事完了後は野菜を作付けする予定です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号22番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号23番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号24番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号25番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、アパート経営による資産の安定を図る目的として、申請地を借り受け、共同住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金及び金融機関からの融資で

賄い、関係法令協議も整っております。

以上のことから、提出番号 21 番から 25 番については、一般基準を満たしており、第 1 種農地の例外許可規定及び第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの御審議をよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 1 号の提出番号 9 番、10 番、議案第 3 号及び議案第 4 号の説明及び報告が終わりました。

提出番号15番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号15番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、提出番号15番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号15番については、青木委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

< 「異議なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 4 号、提出番号15番については、継続審議といたします。

続きまして、議案第 1 号の提出番号 9 番から10番、議案第 3 号及び議案第 4 号の提出番号 1 番から14番、16番から25番について、審議いたします。

先ほど青木委員より報告のあった鍋沼新田地区ソーラーシェアリングの案件については、条件つきでの許可との報告がありましたが、許可に当たっての追加条件案について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（天貝課長）

議案第 4 号、提出番号11番の許可に当たりまして、追加条件につきまして、御説明を申し上げます。

この条件につきましては、3月12日の調査会において委員各位から出された意見、また、営農計画によりますと令和8年から収穫が本格化するということを踏まえ、営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る収支の状況を、令和8年度より毎年2月末日までに農業委員会に書面により報告すること、これが1つ目の条件でございます。

2つ目の条件として、農業委員会には、栽培作物の育成状況に係る聞き取り調査等を要請した場合は、その要請に応じて出頭して関係書類を提示すると共に、詳細な説明をすること、この2つの条件を許可に付すというものでございます。

説明については、以上でございます。

議長（飯野 和男）

それでは、質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にはないようですので、これにて議案第1号の提出番号9番、10番、議案第3号及び議案第4号の提出番号1番から14番、16番から25番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号9番、10番、議案第3号及び議案第4号の提出番号1番から10番、12番から14番、16番から25番については通常どおり許可、11番については、先ほど事務局で説明した条件を追加して許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号の提出番号9番、10番、議案第3号及び議案第4号の提出番号1番から10番、12番から14番、16番から25番については通常どおり許可、11番については、下部農地において生産された農作物に係る収支の状況を令和8年度より毎年2月末日までに報告すること、さらに栽培作物の育成状況に係る聞き取り調査等を要請した場合には、その要請に応じて出頭し関係書類を提示すると共に、詳細な説明をすることの条件を追加して許可することに決定いたします。

なお、提出番号7番につきましては、30aを超える案件ですので、常設審議委員会に諮問の上で許可いたします。

議案第5号 現況証明の発行可否について

議長（飯野 和男）

次に、議案第5号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第5号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

去る3月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号1番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員様の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、櫻井委員、お願いいたします。

櫻井 守委員

去る3月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

提出番号3番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

提出番号4番については、20年以上も前から進入路用地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号2番から4番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第5号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第5号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。
議案第5号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号 現況証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第6号 農地改良協議に対する同意について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第6号 農地改良協議に対する同意についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案第6号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、桜地区において調査を行っておりますので、吉田委員より調査結果の報告をお願いいたします。

吉田新一委員

去る3月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、耕作の利便性向上を図るため、田畑転換をするものです。南中妻地内から購入した赤土を用いて盛土する計画で、盛土完了後は、畑として粟を作付けする予定です。

提出番号2番については、耕作の利便性向上を図るため、田畑転換をするものです。今鹿島地内にある畑の赤土を用いて盛土する計画で、盛土完了後は、畑として粟を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番、2番については、同意しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第6号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第6号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第6号について、吉田委員報告のとおり、同意することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 農地改良協議に対する同意については、原案のとおり同意することに決定いたします。

議案第7号 農用地利用集積計画の決定について

議案第8号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議 長（飯野 和男）

次に、議案第7号 農用地利用集積計画の決定について及び議案第8号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）を一括して議題としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、議案第7号及び第8号を一括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案書60ページになります。

議案第7号 農用地利用集積計画の決定について及び議案第8号 農用地利用集積計画の決定（農地中間管理事業）について、御説明いたします。

こちらは、いずれも令和6年2月20日付で農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

議案第7号、提出番号1番、豊里地区で3年間の賃借権を設定するものです。

以降、議案第7号につきましては、提出番号18番まで議案書記載のとおりとなり、豊里地区3件、谷田部地区7件、荃崎地区2件、大穂地区1件、筑波地区1件、桜地区4件となります。

続きまして、議案書63ページ、議案第8号になります。

提出番号1番、大穂地区で10年間の賃借権を設定するものです。

以降、提出番号13番まで議案書記載のとおりとなり、大穂地区9件、筑波地区4件となります。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありました。質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第7号及び議案第8号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号及び議案第8号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号及び議案第8号の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定いたします。

議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議長（飯野 和男）

次に、議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案書67ページになります。

議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和6年2月20日付で農用地利用集積等促進計画案の意見を求められているものです。

整理番号1番、豊里地区で10年間の賃借権の設定を行うものです。

以降、整理番号45番までのとおりとなり、豊里地区31件、谷田部地区11件、大穂地区1件、筑波地区2件となります。

計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により、市が機構に提出するものです。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、整理番号25番については、議事参与の制限案件に該当しますので、25番を除いて審議いたします。

整理番号1番から24番、26番から45番について質問、意見等ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共がないようですので、これにて整理番号1番から24番、26番から45番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

整理番号1番から24番、26番から45番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第9号、整理番号1番から24番、26番から45番について、原案のとおり、異議なく承認することに決定いたします。

続きまして、整理番号25番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、染谷委員、大野委員、遠藤委員、市村委員の退席を求めます。

（染谷文夫委員、大野博司委員、遠藤道夫委員、市村元則委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、整理番号25番について、質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共がないようですので、これにて提出番号25番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

整理番号25番を、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第9号、整理番号25番について、原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

染谷委員、大野委員、遠藤委員、市村委員の復席を求めます。

（染谷文夫委員、大野博司委員、遠藤道夫委員、市村元則委員 復席）

議案第10号 市民農園整備促進法第7条の規定による市民農園の開設の認定に係る決定について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第10号 市民農園整備促進法第7条の規定による市民農園の開設の認定に係る決定についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案書112ページになります。

議案第10号 市民農園整備促進法第7条の規定による市民農園の開設の認定に係る決定について、御説明いたします。

こちらは、市長より、新たに谷田部地区で市民農園の開設に当たって、市民農園整備促進法第7条の規定により、認定の決定を求められているものです。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、谷田部地区において調査を実施しておりますので、青木委員より調査結果の報告をお願いいたします。

青木道子委員

去る3月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

申請地は、つくばエクスプレス万博記念公園駅から西へ約4kmに位置し、農地、山林を含んだ計41筆で28,827㎡です。

申請者は県外に本店を置き不動産業を営む法人で、周辺地域で市民農園開設の要望が多いことから、新たに市民農園を開設するため申請されたものです。

市民農園の利用方法は、1区画15㎡を199区画及び1区画25㎡を139区画等設置し運営する計画で、募集、利用方法、貸付期間等の内容についても問題はありません。

また、農地転用をする部分については、管理施設、休憩施設を建築し、雨水については敷地内浸透処理とした上で、駐車スペース並びにごみ集積所を整備する計画です。

以上のことから、市民農園整備促進法第7条第3項の各号に該当するため、原案のとおり

り決定しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
以上で終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第10号の説明及び報告が終わりました。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

柳下委員、お願いいたします。

柳下浩一朗委員

豊里地区の柳下です。こちらの申請は、大規模な事業となりますので計画どおりに事業が成功してもらいたいと考えております。

確認したいのですが、議案書114ページに当該農園の利用方法として、茸農園、田農園と記載されておりますが、区画の面積が小さいようですが間違いないのでしょうか。

議 長（飯野 和男）

事務局より説明をお願いします。

事務局（廣引係長）

事務局よりお答えいたします。

こちらに関しましては、非常に小さい面積になりますが、令和5年11月に開催された第11回つくば市農業委員会総会において、市民農園区域の設定について決定された際にも、こちらの内容で決定されているところではございます。

以上でございます。

柳下浩一朗委員

ありがとうございました。

議 長（飯野 和男）

白石委員、お願いいたします。

白石 悟委員

筑波地区の白石です。議案書114ページの利用料金の上から4段目の金額が、99円と記載されておりますが、9,900円の誤記載かと思いますがいかがでしょうか。

事務局（廣引係長）

ご指摘のとおり、9,900円の誤りです。訂正いただきますようお願いいたします。
大変失礼いたしました。

議 長（飯野 和男）

對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

豊里地区の對崎です。私たち農家からすると、利用料金が低いというふうに感じていて、います。すごく夢のある事業だと思いますが、一番心配なのは、広い面積が荒廃農地化してしまうことなので、もきちんと運営管理していただければと思います。

議 長（飯野 和男）

そのほかに何かありましたら、よろしくお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、質問、意見共がないようですので、これにて議案第10号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第10号について、青木委員報告のとおり、決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第10号について、原案のとおり決定いたします。

議案第11号 つくば市農作業料金標準額（案）について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第11号 つくば市農作業料金標準額（案）についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案書115ページになります。

議案第11号 つくば市農作業料金標準額（案）について、御説明いたします。

こちらは、平成20年に公表した農作業料金標準額を更新するため、お諮りするものです。
以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。
よろしいですか。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

質問、意見共がないようですので、これにて議案第11号に対する質疑を終結します。
これより採決いたします。

議案第11号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

< 「異議なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第11号 つくば市農作業料金標準額（案）については、原案のとおり決定いたします。

議 長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から第9号についてですが、内容は議案書116ページから144ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から9号について、質問等はございませんか。

よろしいですか。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

質問、意見共がないようですので、報告案件を終了いたします。

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

閉会の宣告

議 長（飯野 和男）

これをもちまして、令和6年第3回総会を閉会いたします。

【午後2時50分 閉会】

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員